

第3回 神戸市会活性化に向けた改革検討会

川崎市議会、三重県議会実地調査（抄録）

1. 川崎市議会

- 平成23年8月9日（火） 13:30 ～ 15:30
- 概 要
 - * 議決対象の拡大
 - ・ 地方自治法96条2項を活用することにより、地方自治法に規定する基本構想に基づく基本計画や市政の各分野における長期計画等を、新たに議決対象に加えることを議会基本条例に規定した。
 - * 一問一答
 - ・ 議会基本条例において、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる」と規定した。
 - * 反問権
 - ・ 反問権という表現ではなく、市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言を行うことができると規定した。
 - * 議員間討議
 - ・ 議案や請願・陳情における会派間の議論、対案の意見書案の質疑などは行っており、議員相互間の活発な討議が行われるように努めると規定した。
 - * 通年議会
 - ・ 常任委員会については、毎週、水曜日と金曜日に開催しており、実質的には「通年議会」となっているが、専決処分をなくすという観点から、正式な「通年議会」の実施を検討したが、規定するまでには至らなかった。
 - * 附属機関・調査機関の設置
 - ・ 「附属機関」の設置については、議会と附属機関の関係、法的課題及び他都市の取り組み状況等を注視する必要があるとの結論に至った。また、「調査機関」の設置については、その必要性が生じ、設置する場合は全会一致で決定することと規定したが、今のところ事例はない。
 - * 専門的知見の活用
 - ・ 地方自治法の規定に基づくものとして位置づけるとともに、調査機関の設置を補完するものと規定したが、今のところ事例はない。
 - * 事務局の支援体制
 - ・ 事務局を議会局とするとともに、広報・報道担当を独立させ、政策調査課の調査係を調査事務に特化させた。

- * 議会報告会
 - ・ 「議会報告会」は、市議会の総意としての実施は難しいとの意見が多く、規定するには至らなかった。
- * 公選職としての位置づけ
 - ・ 議員は、市民の代表として選挙で選ばれた公職にあるものとして、及び議事機関の構成員として、担うべき役割を規定している。
- * その他
 - ・ 文書質問制度及び他議会との連携については、協議が一致しなかったため、今後、いずれかの場面で検討していく課題とすることとした。

2. 三重県議会

○ 平成 23 年 8 月 10 日（水） 14:00 ～ 16:15

○ 概 要

- * 議決対象の拡大
 - ・ 地方自治法 96 条 2 項を活用することにより、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」により、県総合計画の戦略計画などの計画を議決対象とした。
- * 一問一答
 - ・ 対面演壇方式により発言通告は項目のみで行っている。予算・決算特別委員会の総括質疑は通告もしないため、知事をはじめとする執行機関との間では緊張感のあるやりとりが可能となった。議会はおもしろくないといけない。
- * 反問権
 - ・ 知事側が不要ということで議会基本条例には規定していないが、緊張感を与えるためには重要であると考えている。
- * 議員間討議
 - ・ 議会の権能を発揮するためには是非必要であり、活発に討議を行えば必ず最大公約数的な結論が生まれてくる。
- * 通年議会
 - ・ 議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成 20 年度から定例会の招集回数を年 2 回に改め、年間会期日数を増やしたため、専決処分はなくなっている。地方自治の根幹である税制改正に関わる専決処分をなくしたことに大変意味がある。
 - ・ また、審議についても一つの常任委員会を二日にわたって行うなど、内容が濃密なものとなるとともに、参考人招致などは頻繁にやっているし、実施に手間のかかる公聴会も開けるようになった。
 - ・ 今後、通年議会及び通任期議会を見据え、引き続き検討していく。

- * 議員政策提案条例の制定
 - これまで、議員提案条例が 18 件あるが、そのうち 16 件が政策提案条例であり、大体 1 年で成案となる。また、政策提案条例は、当初、会派ごとに作っていたが、地方自治法改正後は委員会で提案する方法に変更した。
 - また、平成 20 年 6 月、議員提出条例について、議決の意思どおりに運用されているかの検証を行うため、「議員提出条例に係る検証検討会」を設置した。
- * 政務調査機能
 - 会派に政務調査員は置いておらず、地方自治総合研究所などのシンクタンクを使っている。また、事務局である政務調査室が議員からの調査依頼を処理し、全議員に報告することとなっている。
 - 事務局の法制能力を向上させるため、衆議院・参議院の法制局に 2 年間ずつ出向させている。
- * 附属機関・調査機関の設置
 - 議会基本条例第 12 条の規定に基づき、学識経験者 5 人で構成する附属機関である議会改革諮問会議を、都道府県議会としては全国で初めて条例により設置した。議会活動に関し評価・改善を行うことで、県民満足度の高い議会を目指していくこととしている。
 - 議会基本条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、学識経験者等による調査機関を設置し、県政の課題について調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしており、平成 20 年 9 月には、「財政問題調査会」を設置した。
- * 検討会の設置
 - 議会基本条例第 14 条第 1 項の規定に基づく検討会を設置し、県政の課題に関して議員間討議を交えながら調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしており、平成 19 年 6 月には、「道州制・地方財政制度調査検討会」、「政策討論会議」を設置している。
- * 予算要望
 - 予算要望は議会として出しており、県政運営方針を策定する段階から議会が関与している。執行部からすべての資料が出ているかどうかは判断のしようがないが、我々が納得できる資料は出ている。
- * 予算決算常任委員会
 - 平成 10 年度に、都道府県議会では初めて、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算特別委員会を設置した。
 - 同委員会では、当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調整方針、予算要求状況までの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与

し、翌年度の県政運営方針につなげる活動を行ってきた。

* 議会報告会

- ・ 議会報告会行っていないが、「みえ県議会出前講座」や「現場で県議会」を実施するとともに、市町議会との交流連携会議も行っている。

* インターネット中継

- ・ 生中継はリアルさを第一にしており、発言訂正があっても録画配信を修正することもない。

* 議長定例記者会見

- ・ 議長から、生の声で分かりやすく議会に係る情報発信を行うことにより、議会活動への関心が高まるよう、平成 19 年 6 月から議長定例記者会見を月に 1 回実施し、インターネットによる生中継と録画配信、会見録の公表を行っている。
- ・ 記者からの質問内容は事前にわからないので、質問に的確に答えていくには充分勉強しておく必要があるが、それにより議長自身も鍛えられると考えている。

* 議長任期の見直し

- ・ 平成 20 年 6 月、議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して議長任期を検討し、申し合わせにより平成 21 年 5 月以降の議長の在任期間を 2 年間とした。
- ・ 議長の選出方法については、5 人以上の推薦を必要とした立候補制であり、選出と期数・年齢との関係がなくなった。
- ・ 議長の重要な役割は、議会をひとつにまとめあげることである。

* 議員報酬及び政務調査費

- ・ 議員報酬及び政務調査費の第三者委員会を立ち上げた。職責遂行に必要な対価の根拠を諮問している。
- ・ 議員報酬を 1 割、政務調査費を 2 割削減した。議員報酬の削減分は各議員が拠出することによりプールしており、その用途を検討会で決める予定である。
- ・ 政務調査費の削減分は、三重県の一般財源として、東日本大震災の対応のために活用した。

* その他

- ・ 地方自治法のグレーゾーンには踏み込む覚悟で議会基本条例を検討した。ただ、条例の前文には、「日本国憲法及び地方自治法の範囲内において」と記載しており、総務省からの反応はなかった。
- ・ 議会改革はエンドレスであり、その基本は情報公開である。県民で議会基本条例を知っているのは 3 割弱であったが、議会が改革を行っているという意見は 6 割にのぼった。